

意見案第1号

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大の検討を求める意見書

国民健康保険は、市町村などを単位とする公的医療保険制度の一つとして、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を60年近く果たしてきた。

しかしながら、会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わらないのに対して、国民健康保険は、世帯内の全ての加入者数に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料（税）の負担が増加することになる。

このため、医療保険制度間の公平を図るとともに、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要である。

昨年、厚労省社会保障審議会の医療保険部会で子どもに係る均等割の軽減措置が必要との報告が行われ、現在、国において、令和4年度から保険料均等割額の軽減措置の導入に向けた法改正等の手続が進められているところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定されている。

よって、国においては、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大について検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊